

令和2年第7回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第47号 氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第48号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第49号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第50号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 7 議案第52号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第53号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第54号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第55号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第56号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）
- 日程第12 議案第57号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）
- 日程第13 議案第58号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）
- 日程第14 議案第59号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）
- 日程第15 議案第60号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行）
- 日程第16 同意第 3号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第 4号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第 5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 日程第21 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 増住豪二	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	代表監査委員 島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告について議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、片山裕治君。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会、審査報告をいたします。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算1件、その他1件であります。当委員会は12月9日、役場2階大会議室で関係課長により説明を求めながら審査を行いました。

議案第47号、氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定については、建設費用はどれくらいかの質問に対し、来年度、用地造成を行い建設設計の委託を行う予定としているので費用は未定であるが、国・県の補助金で3分の1ずつを充て、残りの3分の1を寄附金の一部で賄いたいと答えました。また、建設費に充当し運営には使用しないのかの質疑に対し、建設費用にのみ使い運用には使いませんと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についての歳出について、振興局費の一般備品の内容の質疑に対し、情報銀行及びまちづくり酒屋に加除湿付き空気清浄機を設置し、来客者の感染防止を図りますと答えました。

また、交通安全対策費のカーブミラー修繕の内容はの質疑に対し、車止めのポールの修繕、カーブミラー1カ所、交差点のライン引きの3カ所の修繕になりますと答えました。また、委員より、カーブミラーについては巡回し確認するようとの意見がありました。

また、ふるさと氷川応援基金積立金について、増額されて1億円となっているが見込みはあるのかの質疑に対し、11月末で6,465万9,000円となっており、目標額を1億円としていますと答えました。また、委員により、ふるさと納税は財源確保として最も有効な手段であるため、返礼品の内訳や委託3社の実績など分析を行い、データを提出してほしいとの意見がありました。

また、教育費の学生扶養世帯給付金の減額について、半分しか使っていないがその理由はの質疑に対し、対象となる学生の人数把握ができず、税務課の扶養人数を基に年齢制限なしとしており、多めの人数を計上していたためですと答えました。

また、学校管理費の教室等、床研磨業務委託料について実施できなかったということだが、今後の予定はの質疑に対し、再見積りにより計画していきますと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、指定管理者の指定について、氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行では、主な収入源は生活環境の委託によるものかの質疑に対し、クリーンセンターの委託については、令和2年度が1,690万円で、ほかは600万円から700万円の収入となっていますと答え、今後の運営についてはの質疑に対し、現在のところクリーンセンターは令和5年度末までということになりますので、その後の運営はどうかは今後、検討していかなければならないと考えておりますと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、清田一敏君。

○産業建設厚生常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、予算5件、その他4件であります。当委員会は12月9日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第48号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第49号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第50号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についての歳出について、民生費、児童福祉費、保育所費の扶助費で保育士の人数は把握できているはずだが、減額となったのはなぜかの質疑に対し、中途退職者の数の把握ができなかったため多めに計上していたが、実績により11名分の減額となったと答えました。

また、竜北福祉センター費の外壁改修工事は、令和元年度より始まっているが、今回で終了するのか、修繕が増えてきているが、今後はどうかの質疑に対し、現在、工事中の部分は今年度で完了する。また今後の修繕等は公共施設の長寿命化計画の中で検討していくと答えました。

次に、商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症感染予防対策器具購入助成金は9月補正で計上分の追加と説明があったが、製品が品薄と聞いている。3月末までに納品できない場合は明許繰越になるのかの質疑に対し、特別交付金事業で3月末までの事業のため、繰越明許は考えていない。また、現在、申込は受け付けているが、令和3年2月26日購入分までが補助対象となり、電話での問い合わせや、取り扱い事業者にも補助要綱が2月26日の購入分までが補助対象という説明を行っており、そのことを理解した上での申し込みと申していると答えました。

竜北公園費の工事請負費、健康器具の撤去費はの質疑に対し、竜北公園のお祭り広場に設置してある健康器具が今年度の点検業務により老朽化による金属腐食や木材部のひび割れ等により、撤去または修繕という結果報告があった。部品の一部が外国製のため、材料調達等、費用の面から撤去方針となったと答えました。委員より、今後、遊具等メンテナンスが必要なものは修理等がすぐできるように、国産を利用するなど費用面を考えてもらいたいと意見がありました。

次に、繰越明許費について詳細に説明を受け、委員より基本的には事業の取り組みを強化し、発注を早く行い、できるだけ繰り越しにならないよう努力してもらいたいと意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、委託料の内容はの質疑に対し、マイナンバー関係と新型コロナウイルス関係の帳票追加に伴うシステム改修ですと答え、マイナンバーカードについては今後、健康保険証と兼ねるとの話があるが、交付率の向上について今後どのような方針を考えているかの質疑に対し、防災無線でのPRなどで交付率が上がるよう計画中ですと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第54号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第55号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、指定管理者の指定について、氷川町立神峡公園は以前と比べ清掃と管理が行き届いていないとの声を聞くが、町としての今後の方針等は指定管理者にどう伝えているのかの質疑に対し、町の唯一の観光地で今後もしっかり維持・管理しながら観光客と町民の憩いの場として利用していきたい。指定管理者には仕様書に基づき、毎年度、当初に管理施設等、業務内容を説明している。管理が行き届いていない部分の指導や来客者への適切な対応等、今後も指導を続けていきたいと答えました。委員より今回、2団体の応募があったが、既存団体と新たな応募者との均衡がとれるような計画書の出し方や採点基準を考えてもらいたいと意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、指定管理者の指定について、氷川町竜北物産館は売上や客数が減少しているが、どのような改革がなされているかの質疑に対し、物産館の売り場環境や周辺の環境など、できていない部分もあるので、やるべきことをきちんと改革していきたい。また、出荷の部分で高齢化等もあり、午後の品物不足が気になるのでJA等と協議し、改善できればと思っていると答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、指定管理者の指定について、氷川町農産加工研修センター及び議案第59号、指定管理者の指定について、氷川町福祉センター等は、質疑及び意見はなく採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第47号 氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第47号、氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第48号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第48号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第49号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第49号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第50号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第50号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第51号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第51号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第52号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第52号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第53号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第53号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第54号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第54号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第55号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第55号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第56号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）

○議長（米村 洋君） 日程第11、議案第56号、指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第57号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）

○議長（米村 洋君） 日程第12、議案第57号、指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第58号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）

○議長（米村 洋君） 日程第13、議案第58号、指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第59号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第59号、指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第60号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行）

○議長（米村 洋君） 日程第15、議案第60号、指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋・氷川町まちづくり情報銀行）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 同意第3号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第16、同意第3号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第17 同意第4号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第17、同意第4号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第18 同意第5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第18、同意第5号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第20 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第20、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

について議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第21、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（米村 洋君） 町長から閉会に当たっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思っています。

本定例会に提案をいたしました議案等につきましては慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、原案どおりご決定をいただきました。また、同意もいただいたところであります。誠にありがとうございました。

また、本定例会でいただきました、ご意見等につきましては、今後の町政運営の参考にさせていただきたいというふうに思います。

昨日は、宇城氷川スマートインター隣地に新築が予定されておりました火乃国食品工業株式会社氷川工場の起工式が挙行され、米村議長、松田副議長と共に出席をいたしました。地場の会社ではありますが、町内に誘致できたことは今後の企業誘致の起爆剤になるものであり、雇用の場の確保につながるものというふうに思っております。

さて、現在、第2次氷川町総合振興計画、第2期「氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」あるいは、第2期「氷川町行政改革大綱並びに実施プラン」に基づく計画的な事務事業の実施と行財政改革を推進しておりますが、持続可能な氷川町を創造するためには、さらなる経費削減と効率的な行政運営が求められておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防のため、さまざまな行事が中止となり、自粛生活が続く中、日常生活でのメリハリがなくなっているような気がいたします。そのような中でも、季節の変化を感じさせてくれるものが植物であります。今、サザンカの花が満開を迎えておりますが、サザンカの花言葉として「困難に打ち勝つ、ひたむきさ」などがあるようで、寒さが厳しい環境の中でも凜として花を咲かせる姿に由来しているそうであります。

新型コロナウイルス禍で、私たちを取り巻く社会経済情勢は大変厳しい状況にあります。サザンカのような姿に学び、ひたむきに自らの仕事や日常生活と向き合い、この困難に打ち勝ってまいりましょう。

本年も余すところ3週間あまりとなりましたが、議員各位におかれましては健康に留意され、ますますご活躍をされますことと少し早うございますが、来る年が皆さま方にとりまして、また氷川町にとりましても幸多き年になりますことをご祈念

申し上げ、閉会のお礼の挨拶といたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和2年第7回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 三 浦 賢 治

令和 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 健 一